

## 宅配便取次サービス約款 (LINE WORKS)

### 第1条 (約款の適用)

1. この宅配便取次サービス約款 (以下、「本約款」といいます。) は、さくらインターネット株式会社 (以下、「当社」といいます。) が提供する基本サービス「宅配便取次サービス」 (以下、「本サービス」といいます。) に適用される基本サービス約款です。
2. 本サービスの利用者 (以下、「利用者」といいます。) は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

### 第2条 (サービスの内容)

1. 本サービスは、当社が、**LINE WORKS** 株式会社又はその関連会社が運営するコミュニケーションツール「**LINE WORKS**」 (以下、「**LINE WORKS**」) 上において提供するアプリケーション (以下、「本アプリ」といいます。) を通じて、ヤマト運輸株式会社が提供する各種運送サービス (以下、「運送サービス」といいます。) における荷物の発送手続きの取次を行うサービスです。

### 第3条 (利用条件)

1. 本サービスは、法人のみが利用できるものとし、これに該当しない者は利用することはできません。
2. 利用者は、本サービスの利用のために、別途次の各号に定める事項を行うものとします。
  - (1) **LINE WORKS** における有償サービス利用契約の締結
  - (2) 本アプリのインストールを含む **LINE WORKS** 上の設定
3. 前項各号に定める事項は、利用者自身の費用と責任において行うものとします。
4. 利用者は、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の、ヤマト運輸株式会社が定める次の各号の約款を遵守しなければなりません。
  - (1) サービス利用規約
  - (2) 利用者が利用する運送サービスの約款

### 第4条 (利用契約の解除等)

1. 本サービスの利用契約締結日以降、利用者が6か月以上継続して、本アプリ上で荷物の発送手続きを行わなかった場合には、当社は、利用者に対し、1か月以上の期間を定めた事前の通知をすることにより、荷物の発送手続きを求めることができるものとします。
2. 当社が前項の通知を行ったにもかかわらず、利用者が前項の期間内に荷物の発送手続きを行わない場合、当社は、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。

### 第5条 (利用料金の支払)

1. 利用者は、基本約款における利用料金の規定にかかわらず、次の各号の利用料金の合計額を LINE WORKS 株式会社又はその関連会社を通じて当社に支払うものとします。

(1) 本サービスの利用料金

本サービスの利用料金は、利用者による発送手続きの後、ヤマト運輸株式会社にて発送受付が完了した荷物の数量に応じて、一定の利用料金が発生する料金体系に基づき、定期的に変動額を支払う従量課金払いにて発生します。

(2) 運送サービスの利用料金

運送サービスの利用料金は、別途、ヤマト運輸株式会社が定めるものとします。なお、当社は、運送サービスの利用料金を、LINE WORKS 株式会社又はその関連会社を通じて利用者から受領し、当社からヤマト運輸株式会社に支払うものとします。

2. 利用者は、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、LINE WORKS 株式会社又はその関連会社の定める方法及び時期に従って支払うものとします。

## 第6条（禁止事項）

1. 本サービスの利用者は、本サービスの利用に関し、基本約款における禁止事項に加えて、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。

(1) 本サービスに関連する当社、LINE WORKS 株式会社及びヤマト運輸株式会社の業務を妨害する行為

(2) 本サービスへの不正又は不必要なリクエストを送信する行為

(3) 虚偽や事実と異なる情報の登録及びなりすまし行為

## 第7条（非保証、免責）

1. 当社は、LINE WORKS 又は運送サービス等、当社の管理外のサービスに関し、利用者に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行わないものとします。

2. 当社は、LINE WORKS 又は運送サービス等の停止又は遅延等、当社の管理外の事象に起因して生じた問題については、一切の責任を負わないものとします。

## 第8条（サービス内容の変更又は廃止）

1. 当社は、LINE WORKS 又は運送サービス等のサービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本アプリの仕様を含む本サービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。

## 附則

### 第1条（適用開始）

1. この約款は、2025年5月1日に制定され、同日より適用されます。